

コンプライアンス上問題かな？

と思ったら・・・



社員も誰も
注意していない・・・



あれ、
おかしいな・・・

ゆうちょ銀行のコンプライアンス上の問題は 内部通報窓口に通報することができます

「内部通報窓口」とは、コンプライアンス違反の発生及びその拡大の未然防止又は早期解決を目的として社内及び社外(弁護士事務所)に設置しているものです。

受託者、派遣労働者のみなさまにおかれましても、ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行役員及び社員等のコンプライアンス違反があった場合や、そのおそれのある行為を発見したときには、内部通報窓口に通報することができます。

通報できる事項

コンプライアンス(法令、諸規則、社内諸規程、社会規範、企業倫理を遵守すること)違反又はそのおそれのある行為です。

なお、通報にあたり、調査を迅速かつ公正、公平に行うため、できる限り具体的(いつ、どこで、誰が、どんな違反をした等)に記載するようにしてください。

また、その通報については、本社において調査し、結果は電子メール又は郵便により通報者に対してのみ回答します。

※ただし、事実と反していることを知りながら行う通報や、不正な目的による通報を行ってはけません。

通報の方法

通報は電子メール又は郵便で行ってください。

なお、通報する内容の他に、次の必要事項を明記してください。※匿名による通報も可能です。

<必要事項> (1)所属 (2)氏名 (3)自宅の住所 (4)調査結果の回答を希望しない場合はその旨

<あて先>

① 社内窓口		② 社外窓口	
1	電子メール yuuchocoordinator.i@jp-bank.jp	1	電子メール yuuseicoordinator@horilaw.com
2	郵便 〒100-8793 千代田区大手町2-3-1 株式会社ゆうちょ銀行コンプライアンス統括部 「内部通報窓口 コーディネーター」あて	2	郵便 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル8階 堀総合法律事務所内 「日本郵政グループ社外窓口担当弁護士」あて

※ゆうちょ銀行以外の日本郵政グループ各社内のコンプライアンス違反に関する事項については、② 社外窓口へ通報してください。

※携帯電話の電子メールによる通報の場合、携帯電話の設定(受信先の限定、添付ファイルの受信、文字数の制限超過)等により、コーディネーター又は社外窓口の弁護士からの返信が到着しない場合がありますので、ご注意ください。

※JP-PC 端末から送信する②社外窓口あての電子メールは、あらかじめ役職指定・個別登録された上司を、あて先又はCCに入れる必要はありません。

通報者の保護について

- (1) 通報者の所属、氏名を明らかにすることはありません。
- (2) 調査によって通報者が特定されるおそれがあると判断した場合は、通報者に対し調査の意思確認を行います。
- (3) 通報(不正な目的等の通報を除く。)を行ったことにより通報者が不利益を受けることはありません。
通報者を特定する行為や不利益を与えるようなことを行った者に対しては、厳正に対処します。